

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月8日
【会社名】	カシオ計算機株式会社
【英訳名】	CASIO COMPUTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 榎尾 和雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区本町1 - 6 - 2
【電話番号】	03-5334-4852
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員（財務・IR担当） 高木 明德
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区本町1 - 6 - 2
【電話番号】	03-5334-4852
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員（財務・IR担当） 高木 明德
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年7月7日付の取締役会において、SMBC Nikko Capital Markets Limitedを割当予定先とする第三者割当による2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行について決議し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、平成26年7月7日付で臨時報告書を提出しておりますが、同臨時報告書の記載事項のうち未定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

□ 本新株予約権付社債に関する事項

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(八) 当初転換価額

(訂正前)

転換価額は、当初、当社の代表取締役 社長執行役員 櫻尾和雄が、2014年7月7日付の取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社とSMBC Nikko Capital Markets Limitedとの間で締結される買取契約書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合又は当日の終値が決定していない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の110%以上で、ユーロ市場における投資家の本新株予約権付社債に係るオプションの需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

(訂正後)

転換価額は、当初、2,061円とする。

ル 第三者割当の場合の特記事項

(訂正前)

(1) 割当予定先の状況

(中略)

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的となる株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。
本新株予約権の全てが、2014年7月4日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は6,105,006株となる。

(中略)

(3) 発行条件に関する事項

(中略)

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、2014年7月4日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を当初転換価額として計算した場合、2014年7月4日現在の当社の普通株式の発行済株式総数279,020,914株の約2.19%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株あたりの株式価値の希薄化が生じる。

(中略)

(5) 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合(%)	割当後の 所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	37,288	13.89	37,288	13.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	18,538	6.90	18,538	6.75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 6	13,327	4.96	13,327	4.85
有限会社カシオプロス	東京都渋谷区本町 1 - 6 - 2	10,000	3.72	10,000	3.64
株式会社三井住友銀行 (注4)	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	6,821	2.54	6,821	2.48
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	6,325	2.36	6,325	2.30
SMBC Nikko Capital Markets Limited (注4)	One New Change, London EC4M 9AF	0	0.00	6,105	2.22
JUNIPER (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	5,235	1.95	5,235	1.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1	4,097	1.53	4,097	1.49
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1	3,535	1.32	3,535	1.29
計	-	105,169	39.17	111,274	40.52

(注)

(中略)

3. 「割当後の所有株式数」は、2014年7月4日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下「当初転換価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載している。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初転換価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出している。

(後略)

(訂正後)

(1) 割当予定先の状況

(中略)

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的となる株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。

本新株予約権の全てが、当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は4,852,013株となる。

(中略)

(3) 発行条件に関する事項

(中略)

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、2014年7月8日現在の当社の普通株式の発行済株式総数279,020,914株の約1.74%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株あたりの株式価値の希薄化が生じる。

(中略)

(5) 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合 (%)	割当後の 所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	37,288	13.89	37,288	13.64
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	18,538	6.90	18,538	6.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 6	13,327	4.96	13,327	4.88
有限会社カシオプロス	東京都渋谷区本町 1 - 6 - 2	10,000	3.72	10,000	3.66
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	6,821	2.54	6,821	2.50
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	6,325	2.36	6,325	2.31
JUNIPER (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	5,235	1.95	5,235	1.92
SMBN Nikko Capital Markets Limited (注4)	One New Change, London EC4M 9AF	0	0.00	4,852	1.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1	4,097	1.53	4,097	1.50
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1	3,535	1.32	3,535	1.29
計	-	105,169	39.17	110,021	40.25

(注)

(中略)

3. 「割当後の所有株式数」は、当初転換価額で本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式（以下「当初転換価額での割当株式」という。）の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載している。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初転換価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出している。

(後略)

以上